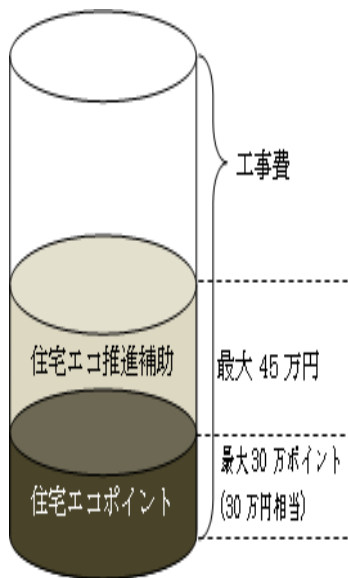




住宅エコ推進補助

国の住宅エコポイント数に応じて1.5倍の補助金を交付 最大45万円
(エコ住宅の新築と併せて太陽熱利用システム設置工事を行った場合は48万円)



※エコリフォーム時の補助金イメージ

対象工事：住宅エコポイントの対象で市内の業者(個人事業者を含む)と契約を締結した工事、及び同時に行ったりリフォーム工事

※市内業者：建設業の許可を受けた事業者の支店・営業所等の場合は、平成21年1月1日以前に法人設立(開設)申告書が受理されている事業所

○エコ住宅の新築：平成21年12月8日～平成23年7月31日までに着工した工事

○エコリフォーム：平成22年1月1日～平成23年7月31日までに着工した工事

対象者：上記の工事に対して、住宅エコポイントの発行を受けた市民又は法人(市内に住所を置くもの)

補助額：住宅エコポイントの1.5倍相当額

ただし、補助金額の総額(エコポイント相当額を含む)は総工事費を限度

申請順序：裏面参照

補助申請：補助金交付申請書、ポイント通知はがき、契約書又は領収書の写し、住宅の位置図 など

申請受付：平成22年5月6日～平成25年3月31日

住宅エコポイント制度

高い省エネ効果のあるエコ住宅の新築やリフォームに対し、さまざまな商品などと交換可能なポイントが発行される制度

○対象工事と発行ポイント数

・エコ住宅の新築 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅または次世代省エネ基準を満たす住宅 30万ポイント (エコ住宅の新築と併せて住宅設備(太陽熱利用システムのみ)の設置工事を行った場合は32万ポイント)

・エコリフォーム 次の①または②の改修工事(1戸あたり30万ポイントが限度となります)

①窓の断熱改修(内窓設置、ガラス交換など)

1カ所当たり2000～1万8000ポイント(窓の大きさにより異なります)

②外壁、屋根・天井または床の断熱改修

施工個所により3万～10万ポイント

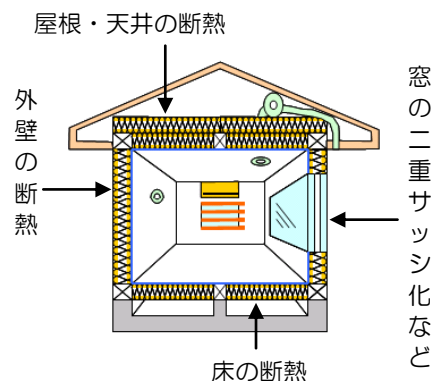
※①・②と併せてバリアフリー改修、住宅設備(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽)の設置を行う場合ポイントを加算

注意1：エコリフォームで使用する製品は、住宅エコポイント事務局に登録され、この地域の基準を満たす製品を使用する必要があります。

注意2：住宅設備で使用する製品は、住宅エコポイント事務局に登録された製品を使用する必要があります。また住宅設備の設置工事については、平成23年1月以降に対象工事全体に着工したものがポイントの発行対象となります。

住宅エコポイント事務局(ナビダイヤル 0570-064-717有料)

エコリフォームの例



高山市役所 都市整備課

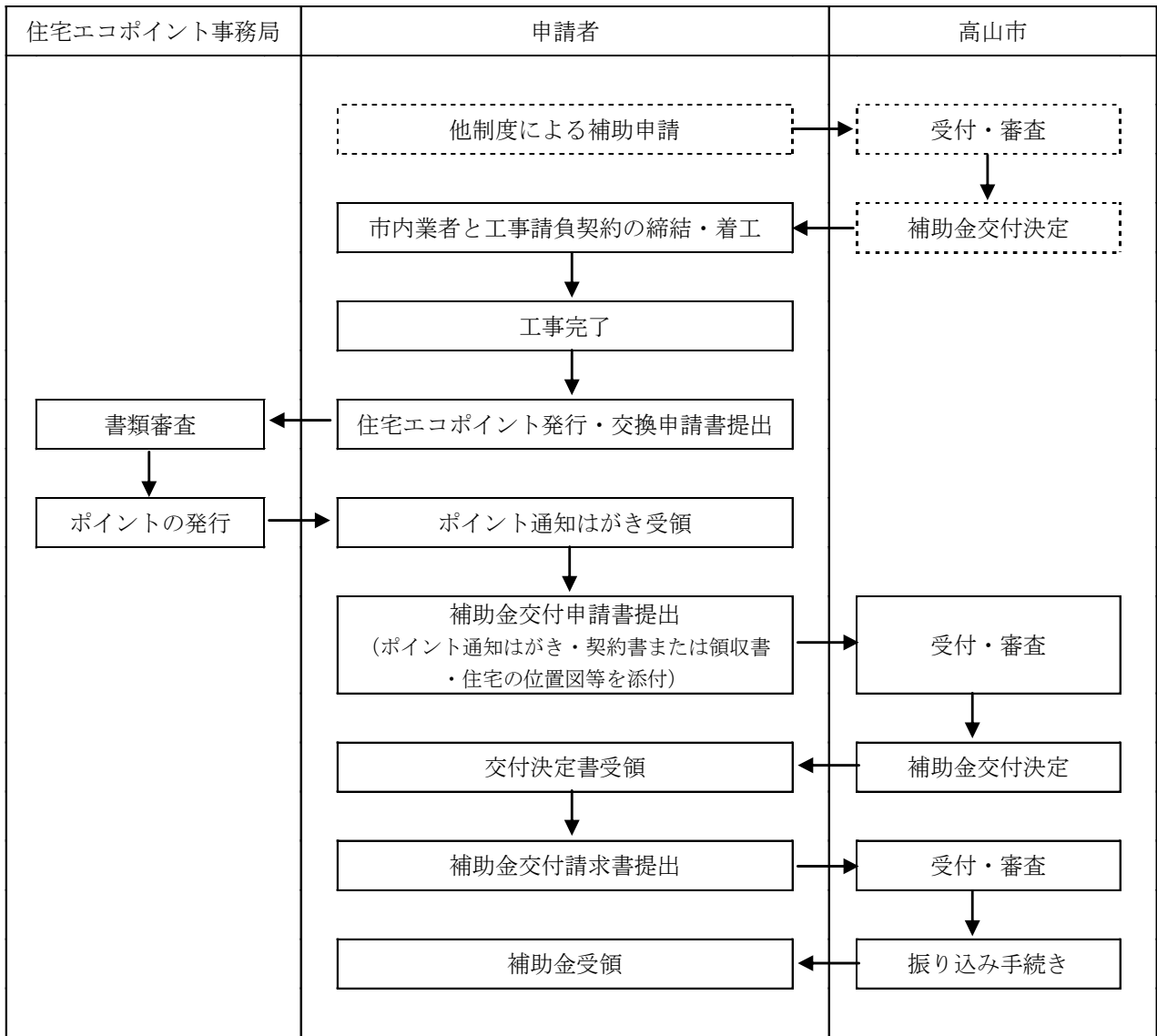
電話 0577 (35) 3159

Email: toshiseibi@city.takayama.lg.jp

このチャンスにお住まいの新築やリフォームを
考えてみませんか？

住宅エコ推進補助 手続きの流れ

*他の補助制度を併用する場合は、着工前にそれぞれの申請手続きを行う必要があります



※住宅エコポイント事務局：国土交通省から住宅エコポイント関係事務を受託した事務局
 (ナビダイヤル 0570-064-717 有料) ホームページ <http://jutaku.eco-points.jp>

住宅エコ推進補助申請に必要なもの

①ポイント通知はがき
 ※原本を持参願います

②契約書または領収書写し

③住宅の位置図

